

議案第74号

小田原市民ホール条例の一部を改正する条例

[改正理由]

小田原市民ホールの管理を指定管理者に行わせることとする等のため改正する。

[内 容]

1 指定管理者制度の導入

(1) 指定管理者による管理（第4条関係）

市民ホールの管理は、指定管理者に行わせることとする。

(2) 指定管理者が行う業務の範囲（第5条関係）

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとすることとする。

ア 施設及び設備を住民の利用に供すること、芸術文化の振興に関する事業の企画及び実施に関する事等市民ホールの事業に関する事。

イ 市民ホールの使用の許可に関する事。

ウ 市民ホールの維持管理に関する事。

エ その他市長が必要と認める業務

(3) 利用料金制

ア 指定管理者による利用料金の収入（第9条関係）

市民ホールの利用料金は、指定管理者にその収入として收受させることとする。

イ 利用料金の額等（第9条～第11条及び別表関係）

利用料金の額は、公演等に伴う商品の販売を行う場合の加算を廃止するほか従来の使用料と同等の額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めることとする等、利用料金制に関し必要な事項を定めることとする。

(4) その他

指定管理者が行う管理の基準として、名称を小田原三の丸ホールと明記するほか、開館時間及び休館日に係る規定その他の規定の整備を行うこととする。

2 小田原市附属機関設置条例の一部改正（附則第3項関係）

市長の附属機関として次の委員会を設置することとする。（別表関係）

名 称	設 置 目 的	委員の数
-----	---------	------

小田原市民ホール指定候補者選定委員会	小田原市民ホールの指定管理者の候補者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	1 2 人以内
--------------------	--	---------

[適用]

1 指定管理者制度の導入

公布の日から起算して1年9月を超えない範囲内において規則で定める日

2 小田原市民ホール指定候補者選定委員会の設置

公布の日